

新型コロナウイルス感染予防対策補助金 Q&A 一覧

1. 対象業種について

以下に記載の業種が対象となります。

《産業分類》

- 建設業(大分類 D)
- 製造業(大分類 E)
- 卸売業、小売業(大分類 I、ただし中分類の 61 無店舗小売業は除く。)
- 学術研究、専門・技術サービス業(大分類 L)
- 宿泊業、飲食サービス業(大分類 M)
- 生活関連サービス業、娯楽業(大分類 N)
- 教育、学習支援業(大分類 O、ただし中分類の 81 学校教育は除く。)
- 医療、福祉(大分類 P、ただし中分類の 84 保健衛生は除く。)
- その他、不特定多数の者が来所するため、感染防止が必要な事業)

※チェーン店、フランチャイズ店も対象となります。

No.	質問事項	回答
1	その他に含まれる業種は具体的に何か	日本標準産業分類における ・持ち帰り飲食サービス業(細分類 7711) ・旅行業者代理業(細分類 7912) ・理美容業(細分類 7821、7831) など
2	会員制のお店は対象か	対象となります。
3	要予約のお店は対象か	対象となります。

2. 対象経費について

2021年1月14日～2021年9月30日までの間で支出した経費が対象となります。

No.	質問事項	回答
1	単に「ウイルス対策」と書かれた空気清浄機は対象か	対象外です。 ※「新型コロナウイルスの減少効果も実証」等の記載がある機能を搭載した機器が対象となります。
2	空気清浄機と体温計など二つ購入することは可能か	可能です。 ※その場合も経費の合計で申請いただきますので、1/2補助、上限が20万円となります。
3	PCR検査キットは対象か	消耗品であるPCR検査キットは対象外です。
4	送料は対象か	対象外です。
5	手数料は対象か	対象となります。 ※機器設置に要する経費など。
6	対象経費は税込みか	税込みです。

3. 申請書類について

No.	質問事項	回答
1	すでに設置済みの場合は申請の際、見積書に代わるものとして何を提出すればよいか	支払額が確認できる領収書や請求書を添付し、申請してください。
2	すでに実施済で支払いも済んでいる場合でも、①交付申請書への見積書の添付と②収支予算書の提出は必要か。収支決算書を出せばいいのか	①、②とも必要です。 ※見積書を添付できない場合は、見積書に代わる領収書等を添付してください。
3	見積書はすでに捨ててしまった。添付しなくてよいか	見積書に代わる領収書等を添付してください。
4	店舗に自動水栓と空気清浄機を付けたいが、申請書に併記して申請すればよいか	その通りです。

4. その他

No.	質問事項	回答
1	市内に2店舗経営している。それぞれ対象か	それぞれ対象となります。
2	上限20万円とは対象経費のことか補助経費のことか。	補助額です。したがって対象経費が40万円以上かかっても、交付される補助金は20万円です。
3	現在休業中の場合は対象になるか	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業に限り対象となります。
4	9/30までの間に新規開店の場合は対象になるか(10/29までに実績報告可能として)	対象になります。
5	概算払いは可能か	補助金の概算払いはありません。補助金の交付は、事業完了後になります。
6	「長野県新型コロナウイルス対策推進宣言」店であることが必要か	必須ではありません。ただし、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、宣言を勧めています。
7	「長野県新型コロナウイルス対策推進宣言」をしていない。どのように手続きすればよいか	長野県 HP から、ステッカー、推進宣言をダウンロードして手続きすることができます。詳しくは長野県ホームページをご覧ください。